

山形県公幸

平成28年8月2日(火) 第2768号

毎週火・金曜日発行

目	次
	~ ·

	規	則			
○建築基準法施行細則の一部	を改正する規則			(建築住宅課)	901
				,,,	
	告	示			
○指定障害児通所支援事業者	の指定		(村山総合支庁地:	域健康福祉課)	904
○指定居宅サービス事業者の	指定		(同)	… 同
○指定介護予防サービス事業	者の指定		(同)	905
○指定居宅サービス事業者の	指定に係る事業の廃止		(同)	… 同
○指定居宅介護支援事業者の	指定に係る事業の廃止		(同)	906
○指定介護予防サービス事業	者の指定に係る事業の廃止…		(同)	… 同
○生活保護法による指定医療	機関の指定		(地:	域福祉推進課)	… 同
○生活保護法による指定医療	機関の変更の届出		(同)	907
○生活保護法による指定医療	機関の廃止の届出		(同)	… 同
○地域登録検査機関の登録事	項の変更の届出		(県産米ブ	ランド推進課)	908
○地域登録検査機関の変更登	録		(同)	915
○国土調査の成果の認証				(農村計画課)	916
○同				(同)	… 同
○同				(同)	917
○同				(同)	… 同
○同				(同)	… 同
○道路の区域の変更			(村山総合支	庁建設総務課)	… 同
○県証紙売りさばき所の変更				(会 計 局)	918
	公	告			
○平成28年度採石業務管理者	試験の宝施			(産業政策課)	919
○				(音乐作即)	l ₁₋₁
		則			
	790				
建築基準法施行細則の一部を	改正する規則をここに公布す	⁻ る。			
平成28年8月2日			++	* ¬¬ -	•
		山形県知事	吉村	美栄子	-
山形県規則第56号	如大水工士,担则				

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和37年4月県規則第18号)の一部を次のように改正する。

第11条の見出し中「建築物」を「特定建築物」に改め、同条中「建築物は」を「特定建築物は」に改め、「又は (は)欄」を削り、「建築物と」を「建築物(法第6条第1項第1号に掲げる建築物で政令第16条第1項に規定す るものを除く。)と」に改める。

第12条を次のように改める。

(定期報告を要する特定建築設備等の指定)

- 第12条 法第12条第3項の規定により知事が指定する特定建築設備等は、法第6条第1項第1号に掲げる建築物で 政令第16条第1項に規定するもの及び前条に規定する知事が指定する特定建築物に設置する建築設備又は防火設 備(以下「建築設備等」という。)で次に掲げるものとする。
 - (1) 換気設備(中央管理方式の空気調和設備で法第28条第2項ただし書の規定により設けたもの及び同条第3項の規定により設けなければならないものに限る。)
 - (2) 排煙設備(排煙機を設置したもので法第35条の規定により設けなければならないものに限る。)
 - (3) 非常用の照明装置(予備電源を内蔵していないもので法第35条の規定により設けなければならないものに限る。)
 - (4) 防火設備(前条に規定する知事が指定する特定建築物(共同住宅、寄宿舎、学校及び事務所の用途に供するものを除く。)に設ける随時閉鎖又は作動をできるもの(防火ダンパーを除く。)に限る。)

第13条第3項中「同表(に)欄」を「同表(は)欄」に改め、同条第4項本文中「第6条第1項」を「第6条の2の2第1項」に、「建築設備等」を「法第88条第1項に規定する昇降機等」に改め、同項ただし書中「建築設備等」を「当該昇降機等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 省令第6条第1項の規定により知事が定める報告の時期は、別表第1 (い)欄に掲げる建築設備等が設置される建築物の用途の区分に応じ、同表 (に)欄に掲げる時期とする。ただし、政令第16条第3項第1号に規定する昇降機について報告する場合にあつては、当該昇降機の設置された日から1年を経過するごとに、当該1年を経過する日の属する月の初日から当該月の翌々月の末日まで(設置日の状況等により知事が別に指定したときにあっては、当該指定した時期)とする。

第13条の2を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1

	(\(\(\) \)	(ろ)	(は)	(に)
	用途	(い) 欄の用途に供する	(い) 欄の用途に供する	(い) 欄の用途に供する
		部分の床面積の合計又は	建築物の報告の時期	建築物に設置する建築設
		当該用途に供する階その		備等の報告の時期
		他建築物の態様		
(1)	劇場、映画館又は演	(い) 欄の用途に供する	昭和62年を始期とし、3	毎年2月28日まで
	芸場	部分の床面積の合計が	年ごとの2月28日まで	
		300平方メートルを超え		
		るもの		
(2)	観覧場(屋外観覧場	(い) 欄の用途に供する	昭和62年を始期とし、3	毎年2月28日まで
	を除く。)、公会堂又	部分の床面積の合計が	年ごとの2月28日まで	
	は集会場	500平方メートルを超え		
		るもの		
(3)	病院又は診療所(患	(い)欄の用途に供する	昭和59年を始期とし、3	毎年8月31日まで
	者の収容施設がある	部分の床面積の合計が	年ごとの8月31日まで	
	ものに限る。)	500平方メートルを超え		
		るもの		
(4)	ホテル又は旅館	(い)欄の用途に供する	昭和60年を始期とし、3	毎年8月31日まで
		部分の床面積の合計が	年ごとの8月31日まで	
		1,000平方メートルを超		
		えるもの		
(5)	共同住宅	3階以上の階で(い)欄	昭和61年を始期とし、3	毎年2月28日まで
		の用途に供する部分の	年ごとの2月28日まで	
		床面積の合計が500平方		
		メートルを超えるもの		

(6)	寄宿舎		昭和61年を始期とし、3	毎年2月28日まで
			年ごとの2月28日まで	
(7)	児童福祉施設等	2階以上の階で(い)欄	昭和59年を始期とし、3	毎年8月31日まで
		の用途に供する部分の	年ごとの8月31日まで	
		床面積の合計が300平方		
		メートルを超えるもの		
(8)	学校	(い) 欄の用途に供する	昭和60年を始期とし、3	毎年2月28日まで
		部分の床面積の合計が	年ごとの2月28日まで	
		2,000平方メートルを超		
		えるもの又は3階以上の		
		階で同欄の用途に供する		
		部分の床面積の合計が		
		500平方メートルを超え		
		るもの		
(9)	体育館(学校に附属	(い) 欄の用途に供する	昭和60年を始期とし、3	毎年2月28日まで
	するものを除く。)	部分の床面積の合計が	年ごとの2月28日まで	
		2,000平方メートルを超		
		えるもの		
(10)	博物館、美術館、図	(い) 欄の用途に供する	昭和60年を始期とし、3	毎年2月28日まで
	書館、ボーリング	部分の床面積の合計が	年ごとの2月28日まで	
	場、スキー場、ス	2,000平方メートルを超		
	ケート場、水泳場又	えるもの		
	はスポーツの練習場			
(11)	百貨店、マーケッ	(い) 欄の用途に供する	昭和61年を始期とし、3	毎年8月31日まで
	ト、展示場、キャバ	部分の床面積の合計が	年ごとの8月31日まで	
	レー、カフェー、ナ	1,000平方メートルを超		
	イトクラブ、バー、	えるもの		
	ダンスホール、遊技			
	場、公衆浴場、待			
	合、料理店、飲食店			
	又は物品販売業を営			
	む店舗 (床面積が10			
	平方メートル以内の			
	ものを除く。)			
(12)	事務所	(い)欄の用途に供する	昭和62年を始期とし、3	毎年2月28日まで
		部分の階数が5以上で延	年ごとの2月28日まで	
		べ面積が2,000平方メー		
		 トルを超えるもの		

別記様式第8号の2及び別記様式第8号の3を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 建築基準法 (昭和25年法律第201号。以下「法」という。) 第6条第1項第1号に掲げる建築物で建築基準法施行令 (昭和25年政令第338号。以下「政令」という。) 第16条第1項に規定するもの及びこの規則による改正後の建築基準法施行細則 (以下「改正後の規則」という。) 第11条に規定する知事が指定する特定建築物で、平成28年6月1日以後新たに法第12条第1項の規定により調査の結果を報告することとされたもの (同年5月31日において現に存するものに限る。) に係る改正後の規則別表第1 (は) 欄の規定の適用については、この規則の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後初めて行われる同項の規定による報告に限り、同欄中「昭和62年を始期と

し、3年ごとの2月28日まで」とあるのは「平成30年2月28日まで」と、「昭和59年を始期とし、3年ごとの8月31日まで」とあるのは「平成30年8月31日まで」と、「昭和61年を始期とし、3年ごとの8月31日まで」とあるのは「平成29年8月31日まで」とする。

- 3 改正後の規則第12条第1号から第3号までに掲げる建築設備で、平成28年6月1日以後新たに法第12条第3項の規定により検査の結果を報告することとされたもの(同年5月31日において現に存するものに限る。)に係る改正後の規則別表第1 (に) 欄の規定の適用については、施行日以後初めて行われる同項の規定による報告に限り、同欄中「毎年2月28日まで」とあるのは「平成30年2月28日まで」と、「毎年8月31日まで」とあるのは「平成29年8月31日まで」とする。
- 4 政令第16条第3項第2号及び改正後の規則第12条第4号に規定する防火設備(平成28年5月31日において現に存するもの又は同年6月1日から平成29年5月31日までの間に法第7条第5項若しくは第7条の2第5項(法第87条の2において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けたものに限る。)に係る改正後の規則別表第1(に)欄の規定の適用については、施行日以後初めて行われる法第12条第3項の規定による報告に限り、同欄中「毎年2月28日まで」とあるのは「平成31年2月28日まで」と、「毎年8月31日まで」とあるのは「平成30年8月31日まで」とする。
- 5 政令第16条第3項第1号に規定する昇降機(平成28年5月31日において現に存する小荷物専用昇降機又は同年6月1日から平成29年5月31日までの間に法第7条第5項若しくは第7条の2第5項(法第87条の2において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けた小荷物専用昇降機に限る。)で、平成28年6月1日以後新たに法第12条第3項の規定により検査の結果を報告することとされたものに係る改正後の規則第13条第4項の規定の適用については、施行日以後初めて行われる法第12条第3項の規定による報告に限り、改正後の規則第13条第4項中「当該昇降機の設置された日から1年を経過するごとに、当該1年を経過する日の属する月の初日から当該月の翌々月の末日まで」とあるのは、「平成31年5月31日まで」とする。

告示

山形県告示第712号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成28年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の 種類	指定年月日
株式会社クラ・ゼミ 静岡県浜松市中区田町230番地 の15	こどもサポート教室「クラ・ゼミ」 山形南栄校 山形市南栄町一丁目7番19号	放課後等デイサービス	平成28. 6.29
株式会社クラ・ゼミ 静岡県浜松市中区田町230番地 の15	こどもサポート教室「クラ・ゼミ」 山形南栄校 山形市南栄町一丁目7番19号	児童発達支援	同

山形県告示第713号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年8月2日

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サ	ービン	スの種	類	指定年	月日	3
株式会社つるかめ	介護予防センター歩くつるかめ 天童市北久野本二丁目4番6号	通	所	介	護	平成28.	6.	6

社会福祉法人みらい	ショートステイきらめきの里 天童市大字山口4540番地 1	短期	朝入所	生活	个護	同	6. 16
社会福祉法人みらい	デイサービスきらめきの里 天童市大字山口4540番地 1	通	所	介	護		同
株式会社あお空	リハビリ特化型 訪問看護ステーション 菜の花 山形市印役町四丁目5番23号	訪	問	看	護	同	6. 23
株式会社ソーシャルトライ	福祉用品ソーシャルトライ 寒河江市大字寒河江字塩水6番地1	福	祉用	具貸	与	同	6. 28
特定非営利活動法人あっと ほーむ太陽	デイサービスあっとほ一む太陽なかやま 南ハウス 東村山郡中山町大字長崎4666番地3号	通	所	介	護		同

山形県告示第714号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指 定した。

平成28年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年	月日
株式会社つるかめ	介護予防センター歩くつるかめ 天童市北久野本二丁目4番6号	介護予防通所介護	平成28.	6. 6
特定非営利活動法人福祉グループコアラやまがた県央	特定非営利活動法人福祉グループコアラ やまがた県央 天童市東本町三丁目2番45号	介護予防訪問介護	同	6. 13
社会福祉法人みらい	ショートステイきらめきの里 天童市大字山口4540番地 1	介護予防短期入所 生活介護	同	6. 16
社会福祉法人みらい	デイサービスきらめきの里 天童市大字山口4540番地1	介護予防通所介護	同	
株式会社あお空	リハビリ特化型 訪問看護ステーション 菜の花 山形市印役町四丁目5番23号	介護予防訪問看護	同	6. 23
株式会社ソーシャルトライ	福祉用品ソーシャルトライ 寒河江市大字寒河江字塩水6番地1	介護予防福祉用具 貸与	同	6. 28
特定非営利活動法人あっと ほーむ太陽	デイサービスあっとほーむ太陽なかやま 南ハウス 東村山郡中山町大字長崎4666番地3号	介護予防通所介護	同	
合同会社東祐	楽楽ケア 山形市旅篭町三丁目 3 番36号	介護予防通所介護	同	7. 1

山形県告示第715号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止 する旨の届出があった。

平成28年8月2日

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サ	ービフ	スの種	類	廃止年	月日
合資会社サポートハウス・	サポートハウス・ふぁみりー	诵	교	介	≑ #	ਜ ਼ਰ00	G 1G
ファミリー	天童市三日町二丁目6番7号	地	所	ŊΓ.	護	平成28.	0. 10

山形県告示第716号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成28年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅介護支援事業者の 名称	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社山本産業	さふらん天童ケアプランセンター 天童市大字石鳥居3番地4	居宅介護支援	平成28. 4. 1
医療法人仁愛会	仁愛介護支援事業所 東根市大字東根甲5160番地の3	居宅介護支援	同 4.10

山形県告示第717号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のと おり廃止する旨の届出があった。

平成28年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年。	月日
株式会社アオバヤ	ジョイリハ山形中央 山形市若葉町12番19号	介護予防通所介護	平成28.	5. 31
合資会社サポートハウス・ ファミリー	サポートハウス・ふぁみりー 天童市三日町二丁目6番7号	介護予防通所介護	同	6. 16

山形県告示第718号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成28年8月2日

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
共栄堂薬局ちわら店	鶴岡市茅原字西茅原43番 3	平成28. 7. 1
コスモ調剤薬局南寒河江店	寒河江市大字島字島東87番地	同
ホームデンタルクリニック	天童市南小畑四丁目10番15号	同 7.4

山形県告示第719号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護 法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出が あった。

平成28年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地 ファーコス薬局 あかね 鶴岡市家中新町11番38号
 - (2) 変更の内容

指定[- 変更年月日	
変更前		
あかね薬局	ファーコス薬局 あかね	平成28. 6. 1

- 2 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地 ファーコス薬局 あすなろ 寒河江市大字西根下堰507
 - (2) 変更の内容

指定医療機関の名称				変更年月日
変 更 前 変 更 後				多 文 十 月 日
あすなろ薬局			ファーコス薬局 あすなろ	平成28. 6. 1

- 3 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地 ファーコス薬局 あんず 寒河江市大字白岩230
 - (2) 変更の内容

指定医療	変更年月日	
変 更 前	发义十万 p	
ファーコスあんず薬局 ファーコス薬局 あんず		平成28. 6. 1

山形県告示第720号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護 法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出が あった。

平成28年8月2日

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	廃止年月日
医療法人髙橋耳鼻咽喉科医院	上山市十日町9番8号	平成28. 5.31
コスモ調剤薬局南寒河江店	寒河江市大字島字島東222番地4	同 6.30

山形県告示第721号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した 旨の届出があった。

平成28年8月2日

- 1 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 庄内たがわ農業協同組合 代表理事組合長 黒井 德夫 鶴岡市上藤島字備中下3-1
 - (2) 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類					亦再左旦□
変更前	変見	更後		備考	変更年月日
叶野 浩				国内産農産	平成28年7月19日
鶴岡市羽黒町玉川字玉川80	同	左		物に限る。	
玄米、小麦、大豆、そば					
菖蒲 孝夫					
東田川郡庄内町家根合字沼田29	同	左			
玄米、大豆					
太田 新吾					
東田川郡庄内町落合字落合30	同	左			
玄米、大麦、大豆					
石川 輝紀					
鶴岡市小中島字猫作68	同	左			
玄米、小麦、大麦、大豆、そば					
日向 一也					
鶴岡市三和字街道下63-6	同	左			
玄米、小麦、大麦、大豆、そば					
大滝 尚					
東田川郡三川町大字東沼字村岸7	同	左			
玄米、小麦、大麦、大豆、そば					
齋藤 正之					
鶴岡市羽黒町後田字柳原48	同	左			
玄米、大豆、そば					
斎藤 和博					
鶴岡市羽黒町野荒町字北田12-4	同	左			
玄米、大豆、そば					
成澤 順					
鶴岡市渡前字白山前16	同	左			
玄米、小麦、大豆、そば					
小林 卓史					
鶴岡市稲生町4-46	同	左			
玄米、大豆、そば					

佐藤 昌幸		
鶴岡市一霞112-8	同	左
玄米、大豆、そば		
石川 洋一		
東田川郡庄内町千本杉字本村割4	同	左
玄米、小麦、大豆		
成沢 真一		
鶴岡市羽黒町荒川字鎌田1	同	左
玄米、小麦、大麦、大豆、そば		
今井 俊		
鶴岡市羽黒町川代字向山171	同	左
玄米、大豆、そば		
野尻 秀一		
鶴岡市越沢乙44	同	左
玄米、大豆、そば		
井上 寿夫		
鶴岡市東荒屋字志田64	同	左
玄米、小麦、大麦、大豆、そば		
清野 清晃		
鶴岡市大綱字型63	同	左
玄米、大豆		
阿部正		
東田川郡庄内町狩川字西田113-		
11	同	左
玄米、小麦、大麦、大豆、そば		
皆川 裕一		
東田川郡三川町大字土口字村西92	同	左
玄米、小麦、大麦、大豆、そば	1. 4	-
佐藤 誠		
鶴岡市蛸井興屋字大槻東78	同	左
玄米、小麦、大麦、大豆、そば	1. 4	-
佐藤 克典		
鶴岡市熊出字沖田5	同	左
玄米、大豆、そば	l+1	<u> </u>
梅津茂雄		
東田川郡三川町大字横川字家岸		
124	同	左
玄米、小麦、大麦、大豆、そば		
佐藤 俊喜		
鶴岡市羽黒町手向字百々目木73-		
鶴岡川初黒町子町子日々日本13- 21	同	左
玄米、小麦、大麦、大豆、そば		
山木均	i ⊐i	+-
酒田市落野目字杉之崎 6	同	左
玄米、小麦、大麦、大豆、そば		
鈴木 繁則		
鶴岡市羽黒町上野新田字中台24	同	左

十間、塩		
本間悟		4.
東田川郡三川町大字東沼字村岸23	同	左
玄米、小麦、大豆		
加藤修		
鶴岡市宝徳字西鴨田4	同	左
玄米、大豆、そば		
五瓶 正人		
鶴岡市羽黒町町屋字村中65	同	左
玄米、大豆、そば		
菅原 剛		
鶴岡市新屋敷字前田元84	同	左
玄米、小麦、大豆、そば		
五十嵐順		
鶴岡市大山二丁目59-23	同	左
玄米、小麦、大豆、そば	1,4	<u> </u>
弁納 陣		
鶴岡市荒俣字小糠田24-3	同	左
	l _{L1}	工
玄米、小麦、大豆、そば		
大井 広明	□	+-
東田川郡三川町大字加藤字赤田16	同	左
玄米、大豆、そば		
佐藤正春		
鶴岡市羽黒町手向字百々目木73-	同	左
144	1.4	
玄米、大豆、そば		
阿部 慶和		
東田川郡三川町大字押切新田字潴	E∃	左
4 - 14	同	工
玄米、小麦、大豆、そば		
佐藤 安光		
鶴岡市熊出字東村181	同	左
玄米、大豆、そば		
本間 亘		
鶴岡市温海己44	同	左
玄米、大豆、そば	1. 4	_
池田 伝一		
鶴岡市谷地興屋字村中12	同	左
玄米、大豆、そば	l+1	/ _
ジ木、八豆、ては 平向 秀一		
	□	+-
酒田市地見興屋字前割46	同	左
玄米、小麦、大麦、大豆、そば		
庄司 学		
東田川郡三川町大字横川字家岸	同	左
113	1. 4	_
玄米、大豆		
コバ 八並		
髙橋 健児		
	同	左

山口 龍士	
鶴岡市昭和町9-22	同 左
玄米、大豆、そば	
上野 司観	
鶴岡市黒川字小在家35	同 左
玄米、大豆、そば	
池田 直史	
鶴岡市谷地興屋字村中13	同 左
玄米、大豆、そば	
小田 一貴	
鶴岡市茅原町1-34	同 左
玄米、大豆、そば	
	阿部 仁
	東田川郡三川町大字横山字西田23
	玄米、大豆、そば
	梅木 侑介
	東田川郡庄内町余目字町142
	玄米、大豆、そば
	安藤 栄希
	鶴岡市井岡字御衣田14-21
	玄米、大豆、そば
	森 悠一
	鶴岡市楪代字西野157
	玄米、大豆、そば
	井上 悠
	鶴岡市東荒屋字小島188
	玄米、大豆、そば

2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 庄内みどり農業協同組合 代表理事組合長 阿部 茂昭 酒田市曙町一丁目1

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名、住	変更年月日		
変更前	変更後	備考	及
本間 光記		国内産農産	平成28年7月19日
酒田市豊里字下西割51-21	同 左	物に限る。	
もみ、玄米、大豆			
村上 正義			
酒田市本楯字通伝4	同 左		
もみ、玄米、大豆			
杉山 久仁明			
酒田市鶴田字寺ノ越13	同 左		
もみ、玄米、大豆			
佐々木 浩希			
酒田市布目字後田117	同 左		
もみ、玄米、大豆			

佐々木 盛二		
酒田市横代字千代桜83	同	左
もみ、玄米、大豆		
曽我 維見		
酒田市広野字三本柳152	同	左
もみ、玄米、大豆		
遠田 聡		
酒田市竹田字竹ノ下11	同	左
もみ、玄米、大豆、そば		
児玉 康昭		
酒田市亀ケ崎四丁目4-8	同	左
もみ、玄米、大豆		
堀 忠雄		
飽海郡遊佐町遊佐字上曽根田108	同	左
もみ、玄米、大豆		
堀 賢治郎		
飽海郡遊佐町吉出字和田7-4	同	左
もみ、玄米、大豆		
佐藤 俊之		
飽海郡遊佐町当山字上戸64	同	左
もみ、玄米、大豆		
堀 秀徳		
飽海郡遊佐町白井新田字岩野39	同	左
もみ、玄米、大豆		
今野 忠勝		
飽海郡遊佐町吹浦字小野曽141	同	左
もみ、玄米、大豆		
佐藤 真司		
飽海郡遊佐町当山字福ノ中67	同	左
もみ、玄米、大豆	1. 4	
横山 嘉彦		
酒田市小牧88	同	左
もみ、玄米、大豆	17.3	<u> </u>
大沼武		
勉海郡遊佐町藤崎字千代ノ藤11-		
3	同	左
もみ、玄米、大豆		
遠藤学		
酒田市引地字宅地69	同	左
もみ、玄米、大豆、そば	l+1	4
佐藤 哲也		
	⊫	/ :
酒田市穂積字下市神161	同	左
もみ、玄米、大豆 斎藤 智		
	⊏	/ :
酒田市漆曽根字四合田26	同	左
もみ、玄米、大豆		
和島 功		+
酒田市大宮町三丁目25-27	同	左

<i>比</i> ·		
佐藤 広一		_
酒田市広野字杓子51	同	左
もみ、玄米、大豆		
渡辺を持つです。	=	-
酒田市鶴田字寺ノ越34	同	左.
もみ、玄米、大豆、そば		
小野寺 由一	_	
酒田市麓字楯山62	同	左
もみ、玄米、大豆、そば		
佐藤 晃喜		
酒田市勝保関字前41	同	左
もみ、玄米、大豆		
遊谷 享治		
酒田市久保田字村南79	同	左
もみ、玄米、大豆		
佐藤 光昭		
酒田市北沢字仁枚田14	同	左
もみ、玄米、大豆		
池田耕		
酒田市相沢字沢脇22	同	左
もみ、玄米、大豆		
吉仲 信光		
酒田市保岡字村東36	同	左
もみ、玄米、大豆		
田村 賢治		
酒田市上野曽根字下中割50	同	左
もみ、玄米、大豆		
池田彰		
飽海郡遊佐町岩川字田中10	同	左
もみ、玄米、大豆、そば	1. 4	
土井翼		
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	同	左
もみ、玄米、大豆	l+1	71.
前田考裕		
酒田市生石字矢流川33	同	左
	l+1	在
もみ、玄米、大豆		
佐々木 功		_
酒田市千代田字宅田33	同	左
もみ、玄米、大豆		
佐藤良輔	-	
酒田市広野字福岡57	同	左
もみ、玄米、大豆		
長沢隆洋		,
酒田市宮野浦一丁目14-1	同	左
もみ、玄米、大豆		
成田 幸司		
	同	左
成田 幸司	同	左

小松 祐輔 飽海郡遊佐町遊佐字京田21-5 もみ、玄米、大豆、そば

- 3 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 山形もがみ農業協同組合 代表理事組合長 阿部 直人 最上郡大蔵村大字清水1414
 - (2) 届出の内容

登録検査機関の名称、代表	│ 一 変更年月日	
変更前変更後		→ 发史平月日
山形もがみ農業協同組合	山形もがみ農業協同組合	平成28年6月11日
代表理事組合長 市川 泰	代表理事組合長 阿部 直人	
最上郡大蔵村大字清水1414	最上郡大蔵村大字清水1414	

4 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 東根市農業協同組合 代表理事組合長 佐藤 勝藏 東根市新田町二丁目 1 -10

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名、住	所及び農産物検査	を行う農産物の種	類	変更年月日
変更前	変見	三後	備考	及
安達 清春			国内産農産	平成28年7月19日
東根市本丸東4-34	同	左	物に限る。	
玄米、大豆				
鈴木 晃悦				
尾花沢市梺町一丁目6-15	同	左		
玄米、大豆				
植松 美智也				
東根市大字羽入686	同	左		
玄米、大豆				
太田 孝				
東根市大字羽入1310	同	左		
玄米、大豆				
太田 和光				
東根市大字野川23-3	同	左		
玄米、大豆				
滝口 真				
東根市大字野川1237	同	左		
玄米、大豆				
三浦 友和				
東根市大字長瀞1338	同	左		
玄米、大豆				
奥山 祐介				
東根市大字沼沢2734-156	同	左		
玄米、大豆				
渡辺 智信				
東根市さくらんぼ駅前二丁目4-	同	左		
10FKコンフォールA121	l _H 1	Æ.		
玄米、大豆				

安達 巧		
東根市大字蟹沢366	同 左	
玄米、大豆		
片桐 崇		
東根市中央四丁目10-13	同 左	
玄米、大豆		
清水 博幸		
尾花沢市上町三丁目3-39	同 左	
玄米、大豆		
早坂 茂樹		
東根市一本木二丁目 5 -19	同 左	
玄米、大豆		
浅野目 忠		
東根市大字長瀞1427	同 左	
玄米、大豆		
原田 晋太郎	原田 晋太郎	
天童市大字川原子2979-1	天童市大字川原子2979-1	
玄米	玄米、大豆	
大越 崇生	大越 崇生	
東根市四ツ家一丁目6-12	東根市四ツ家一丁目6-12	
玄米	玄米、大豆	

5 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 農事組合法人 太ももの会 代表理事 加藤 礼則 酒田市広野字福岡628-2

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	发史十月日
齋藤 勝洋		国内産農産	平成28年7月19日
東田川郡三川町大字竹原田字太刀	同 左	物に限る。	
内47	円 左		
もみ、玄米			
加藤 礼則			
酒田市広野字福岡138	同 左		
飼料用もみ、飼料用玄米			
加藤 芳朗	加藤 芳朗		
酒田市広野字福岡138	酒田市広野福岡138		
玄米	飼料用もみ、玄米		

山形県告示第722号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第19条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のと おり地域登録検査機関の変更登録をした。

平成28年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 登録年月日及び登録番号 平成28年7月15日

2 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

庄内・まいふぁーむ合同会社

代表社員 齋藤 真

鶴岡市神明町16-40

3 農産物検査を行う農産物の種類

国内産玄米、国内産大豆、国内産そば

4 登録の区分

品位等検査

5 農産物検査を行う区域

山形県

6 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類

氏	名	住 所	農産物検査を行う 農産物の種類	備考
齋 藤	真	鶴岡市神明町16-40	玄米、大豆、そば	国内産農産物に限る。
五十嵐	勝馬	鶴岡市遠賀原字芦原34-1	玄米、大豆、そば	物で取る。

山形県告示第723号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。 平成28年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 調査を行った者の名称

山形市

2 調査を行った期間

平成25年4月1日から平成27年3月13日まで

3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称

山形市地籍図及び地籍簿

4 調査地域

大字長谷堂、大字菅沢及び大字百目鬼の各一部

5 認証年月日

平成28年7月22日

山形県告示第724号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。 平成28年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 調査を行った者の名称

山形市

2 調査を行った期間

平成25年4月1日から平成27年3月13日まで

3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称 山形市地籍図及び地籍簿

4 調查地域

大字柏倉の一部

5 認証年月日

平成28年7月22日

山形県告示第725号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。 平成28年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 調査を行った者の名称

山形市

2 調査を行った期間

平成25年4月1日から平成27年3月20日まで

3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称 山形市地籍図及び地籍簿

4 調查地域

大字柏倉の一部

5 認証年月日

平成28年7月22日

山形県告示第726号

国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。 平成28年8月2日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 調査を行った者の名称

酒田市

2 調査を行った期間

平成25年4月1日から平成27年3月25日まで

3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称 酒田市地籍図及び地籍簿

4 調査地域

大字山谷の一部

5 認証年月日

平成28年7月22日

山形県告示第727号

国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。 平成28年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 調査を行った者の名称

酒田市

2 調査を行った期間

平成25年4月1日から平成27年3月25日まで

3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称 酒田市地籍図及び地籍簿

4 調査地域

大字山谷新田の一部

5 認証年月日

平成28年7月22日

山形県告示第728号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成28年8月2日から同月15日まで縦覧に供する。 平成28年8月2日

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 天童寒河江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延	長
東村山郡中山町大字長崎字新田町28 同 6	25番1から 番まで	旧	30.0 メートル く 26.0	27	メートル
同	上	新	30.0 メートル く 23.8	同	Ŀ

山形県告示第729号

山形県証紙条例施行規則(昭和39年4月県規則第34号)第15条第1項の規定により、証紙の売りさばき所の変更 を次のとおり承認した。

平成28年8月2日

売りさばき人の名称	売りさばき	所の所在地	承認年月日
及び代表者氏名	変更前	変更後	承
株式会社荘内銀行取締役頭取	新庄市栄町6番1号	同左	平成28. 6.16
國井 英夫	最上郡最上町大字向町605番5	同 左	
	最上郡金山町大字金山406番地	最上郡金山町大字金山407番地	
	最上郡真室川町大字新町137番 地6	同 左	
	鶴岡市若葉町24番7号	同左	
	鶴岡市大山二丁目16番33号	同左	
	鶴岡市温海戊577番地1	同左	
	鶴岡市藤島字笹花25番地	同左	
	酒田市中町二丁目5番10号	同 左	
	酒田市観音寺字町後33番地の1	同 左	
	飽海郡遊佐町遊佐字京田103番 地	同 左	

公 告

採石法 (昭和25年法律第291号) 第32条の13第1項の規定により、平成28年度採石業務管理者試験を次のとおり 実施する。

平成28年8月2日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 試験の日時及び場所
 - (1) 日時 平成28年10月14日 (金) 午前10時から正午まで
 - (2) 場所 山形県工業技術センター講堂 山形市松栄二丁目2番1号
- 2 受験手続

受験願書を平成28年9月5日(月)から同月16日(金)までの間に山形市松波二丁目8番1号商工労働観光部産業政策課に提出すること(郵送による提出の場合は、同月16日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。)。

3 その他

詳細については、商工労働観光部産業政策課鉱政・計量担当(電話023(630)2361)に問い合わせること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県警察通信指令システム機器の賃貸借及 び保守サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(以下「協定」という。)、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成28年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
 - (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部201会議室(2階)
 - (2) 日時 平成28年9月13日 (火) 午後3時
- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等及び特定役務の名称並びに数量 山形県警察通信指令システム機器の賃貸借及び保守サービス 一式
 - (2) 調達をする物品等及び特定役務の仕様等 仕様書による。
 - (3) 契約期間 平成29年4月1日から平成35年3月31日まで
 - (4) 納入期限及び納入場所 入札説明書による。
 - (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成28年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(平成28年2月 16日付け県公報第2722号)により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと(地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を 除く。)。
 - イ 役員等(入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその 支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に 関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴

カ団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。

- ロ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同 じ。) 又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- 二 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的 に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 当該調達物品等に対し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
 - (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等 山形市松波二丁目 8番1号 山形県警察本部生活安全部通信指令課総括係 電話番号023(626)0110
 - (2) 入札説明書の交付場所等

山形県警察本部生活安全部通信指令課総括係で交付するほか、山形県のホームページ(http://www.pref. yamagata.jp/)からもダウンロードできる。

(3) 仕様書の交付場所

仕様書交付申請書を提出した者に対し、山形県警察本部生活安全部通信指令課総括係で交付する。

- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額(契約期間における総額)の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- 9 その他
 - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書、2の(1)の物品等及び特定 役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品等及び特定役務の仕様書(以下「応札物品仕様書」 という。)及び3の(5)に係る事項を証明する書類(以下「証明書」という。)を平成28年8月22日(月)午後 4時までに山形県警察本部生活安全部通信指令課総括係に提出すること。

また、規則第125条第5項の競争入札参加資格者名簿(様式第104号によるものに限る。)に登載されていない者でこの入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書、応札物品仕様書及び証明書を平成28年8月16日(火)午後4時までに同係に提出すること。

- (2) 応札物品仕様書及び証明書を提出した者は、入札日の前日までに当該応札物品仕様書及び証明書に関し説明 又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (3) (1)により提出された応札物品仕様書及び証明書については、2の(1)の物品等及び特定役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書及び証明書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め及び個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。

10	Summarv

- (1) Nature and quantity of the products to be procured: Lease and maintenance service of Yamagata Prefectural Police Communications Command System: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 3:00 P.M. September 13th, 2016
- (3) Contact point for the notice: Communications Command Section, Community Safety Department, Yamagata Prefectural Police Headquarters, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8577 Japan TEL023 (626) 0110

平成28年8月2日印刷発行所山形県庁平成28年8月2日発行発行人山形県

